

# 地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン

---

(第3版)

平成19年3月

環 境 省  
地 球 環 境 局  
地球温暖化対策課



## はじめに

このガイドラインは都道府県、市区町村が地球温暖化対策地域推進計画を策定する際に、策定の手順や策定の内容について参照することを目的に作成したものである。地球温暖化対策地域推進計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第二十条で規定される以下の条文に基づき、地方公共団体での策定が法的に求められているものである。

「都道府県及び市区町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」

このため、環境省では平成5年8月に「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」を初めて作成、公表し、地方公共団体での地球温暖化対策推進に係るマスタープラン策定を促進してきた。その後の政策上の環境変化や、京都議定書で定める第一約束期間（2008年から2012年）を目前に控え、対策実施に急務性、確実性が求められていることを踏まえ、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（第3版）」として取りまとめたものである。

地球温暖化対策地域推進計画の策定状況については、都道府県、政令指定都市ではほぼ策定が完了するとともに、計画の見直し、再策定に着手する地方公共団体も出てきている。一方、市区町村のレベルでは相当程度の地方公共団体が未策定となっており、地域に根ざした基礎自治体の立場から、地球温暖化対策を実践するためには一刻も早い策定が望まれるところである。本ガイドラインを活用頂き、積極的な取組みに期待するところである。

最後に、本ガイドラインの策定にあたっては有識者、関連団体等からなる検討委員会を設置し、審議を行った。検討委員会座長、委員をはじめ、本ガイドライン作成のためご協力頂いた関係各位に謝意を表す。

平成19年3月  
環境省地球環境局  
地球温暖化対策課



〔「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン改訂調査検討会」委員名簿〕

氏 名	所 属 ・ 役 職 (50音順)
◎ 猿田 勝美	神奈川県立大学 名誉教授
中口 毅博	NPO法人 環境自治体会議環境政策研究所 所長 芝浦工業大学 システム工学部 環境システム学科 教授
戒能 一成	独立行政法人 経済産業研究所 研究員
清水 俊昭	国土技術政策総合研究所 下水道研究部 下水道研究官
山田 正人	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 最終処分技術研究開発室 主任研究員
外岡 豊	埼玉大学経済学部 社会環境設計学科 教授
柳下 正治	上智大学大学院 地球環境学研究科教授
高木 宏明	全国地球温暖化防止活動推進センター 事務局長
松橋 隆治	東京大学大学院 新領域創成科学研究科環境学専攻 教授
木村 尊彦	東京都環境局 都市地球環境部 計画調整課長 (2006年2月～3月)
三代川 義明	東京都環境局 都市地球環境部 計画調整課長 (2006年9月～2007年3月)
三浦 秀一	東北芸術工科大学 助教授
棕田 哲史	社団法人 日本経済団体連合会 環境・技術本部長 (2006年2月～3月)
岩間 芳仁	社団法人 日本経済団体連合会 産業第三本部副本部長兼環境グループ長 (2006年9月～2007年3月)
増子 和男	日野市環境共生部 環境保全課長
辻原 浩	横浜市環境創造局 総合企画部 温暖化対策課 担当課長 (2006年2月～3月)
関川 朋樹	横浜市環境創造局 総合企画部 温暖化対策課長 (2006年9月～2007年3月)

◎ : 座長

**〔「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン改訂調査検討会」開催一覧〕**

	開催日時・場所	主な議事 等
第1回	平成18年3月20日(月) 13:00~15:00 合同庁舎5号館6階 共用第8会議室	(1) 本検討委員会の趣旨、目的等について (2) 地域推進計画の策定状況について (3) アンケート調査の結果について (4) ガイドライン改訂に係る論点について
第2回	平成18年10月5日(木) 14:00~17:00 三田共用会議所3階 A、B会議室	(1) これまでの検討状況について (2) 今年度の調査内容について (3) 地域推進計画ガイドライン構成案について (4) 温室効果ガス排出量算定方法について (5) 市区町村向けアンケート調査について
第3回	平成18年12月1日(金) 14:00~17:00 合同庁舎5号館2階 共用第6会議室	(1) 前回議事録の確認、対応方針など (2) 市区町村アンケート調査の結果について (3) 温室効果ガス排出量将来推計方法について (4) 温室効果ガス排出削減対策・施策について (5) P D C Aサイクルについて
第4回	平成19年2月7日(水) 9:30~12:30 三田共用会議所2階 第二特別会議室	(1) 地域推進計画ガイドライン素案について

# 目 次

## ガイドライン利用の手引き

1. 地域推進計画策定の背景、意義 .....	1
1.1 地域推進計画策定の背景.....	1
1.2 地域推進計画の意義.....	8
1.3 地域推進計画の策定状況.....	15
2. 温室効果ガス排出量の現況推計 .....	17
2.1 地域推進計画における現況推計の位置付け.....	17
2.2 把握対象の整理と既往調査等による現況推計方法.....	18
2.3 都道府県における現況推計.....	22
2.4 市区町村における現況推計.....	33
2.5 排出増減要因分析方法.....	35
3. 温室効果ガス排出量の将来推計 .....	41
3.1 地域推進計画における将来推計の位置付け.....	41
3.2 将来推計のあり方.....	43
3.3 将来推計のケース設定.....	44
3.4 将来推計の具体的手法.....	45
3.5 対策効果を踏まえた将来推計.....	52
4. 温室効果ガス排出削減及び吸収源対策・施策について.....	53
4.1 地方公共団体における温室効果ガス排出削減及び吸収源対策・施策 .....	53
4.2 部門別対策施策一覧.....	55
4.3 PDCA サイクルにおける施策効果の把握に関して.....	80
5. 計画目標の設定 .....	82
5.1 計画期間 .....	82
5.2 計画目標 .....	82
6. 対策推進の施策立案、推進体制 .....	88
6.1 庁内推進体制、地域内推進体制.....	88
6.2 施策進捗状況把握、評価方法（PDCA サイクルの考え方） .....	94

- 参考資料 1 都道府県における地域推進計画の策定状況
- 参考資料 2 温室効果ガス排出量計算のための算定式及び排出係数一覧
- 参考資料 3 市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン
- 参考資料 4 地方公共団体における施策事例
- 参考資料 5 関連する国の施策概要
- 参考資料 6 - 1 都道府県へのアンケート調査結果
- 参考資料 6 - 2 市区町村へのアンケート調査結果

## ガイドライン利用の手引き

### (1) 改訂のポイント、狙い

環境省では平成5年8月に「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」(以降、「ガイドライン第1版」とする。)を初めて作成、公表し、地方公共団体での地球温暖化対策推進に係るマスタープラン策定を促進してきた。さらに、その後の状況変化を考慮し、平成15年6月にガイドライン第1版を改訂した(以降、「ガイドライン第2版」とする。)

こうしたガイドライン策定の効果もあり、都道府県及び政令指定都市レベルではほぼ策定が完了するとともに、計画の見直し、再策定に着手する地方公共団体も出てきている。しかしながら、第2版までのガイドラインでは都道府県や政令指定都市を主たる対象と設定してきたことから、策定のためのデータ収集や分析などマンパワーが相当程度必要なものとなっており、特に中小規模の市区町村にての対応可能性を十分に考慮したものにはなっていなかった。こうした反省点を踏まえ、今回改訂し公表するガイドライン(以降、「ガイドライン第3版」とする。)では以下のようなことを重点的に盛り込んでいる。

- 多くの地方公共団体が推進計画を策定していない現状にある中小規模の地方公共団体においては、現状把握、将来推計などの定量評価の手続きを簡素化し、対策・施策の立案を重視した計画策定を促す。
- 目前に迫った京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)に対応するため、具体的な対策・施策に基づく、実効性ある計画策定を促す。特に、地域の自由な発想に基づいた「地域発の地球温暖化対策」が全国各地で始められることを促す。
- PDCA サイクル(Plan/Do/Check/Action)を重視し、予算策定、事業実施などの地方公共団体のスケジュールと整合が図れるようなフォロー体制整備を促す。

平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、『国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割』が明確に位置づけられるとともに、『特に地方公共団体に期待される事項』として、以下のものが明記された。

#### (1) 総合的・計画的な施策の実施

(区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策(地域推進計画)を策定し、実施すること)

#### (2) 都道府県の役割

(広域的な公的セクターとして、交通流対策や業務ビルや事業者の取組促進とい

った広域的かつ規模の大きな対策を推進)

### (3) 市区町村の役割

(区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として地域住民への教育・普及啓発・民間団体の活動支援など、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、都道府県、国と連携して推進)

このような背景において、ここに示すガイドライン第3版は次のような目的のもと策定、公表するものである。

- 都道府県、政令指定都市では、ほとんどの地方公共団体が既に地域推進計画を策定している現状を考慮し、既策定の計画内容をレビューし、計画見直しを行う際に参照されること。
- これまでの策定実績が十分ではない市区町村において、市区町村といった基礎地方公共団体に求められる役割を明確にした上で、必要十分な地域推進計画の構成、内容を提示し、地域推進計画の策定が推進されること。
- 都道府県、市区町村のいずれにおいても、目前に迫った京都議定書における第一約束期間（2008年～2012年）の温室効果ガス排出削減が確実に実行できるよう、具体的な対策・施策に裏付けされた計画の策定が行われること。

このようなことから、例えば人的リソースが限られる中小規模の市区町村においては、必ずしも温室効果ガス排出量の定量評価を必須としないなど、地域推進計画として具備すべき内容を明記し、計画策定自体が目的化しないよう配慮した。

## (2) 計画策定の手順フロー（都道府県、市区町村）

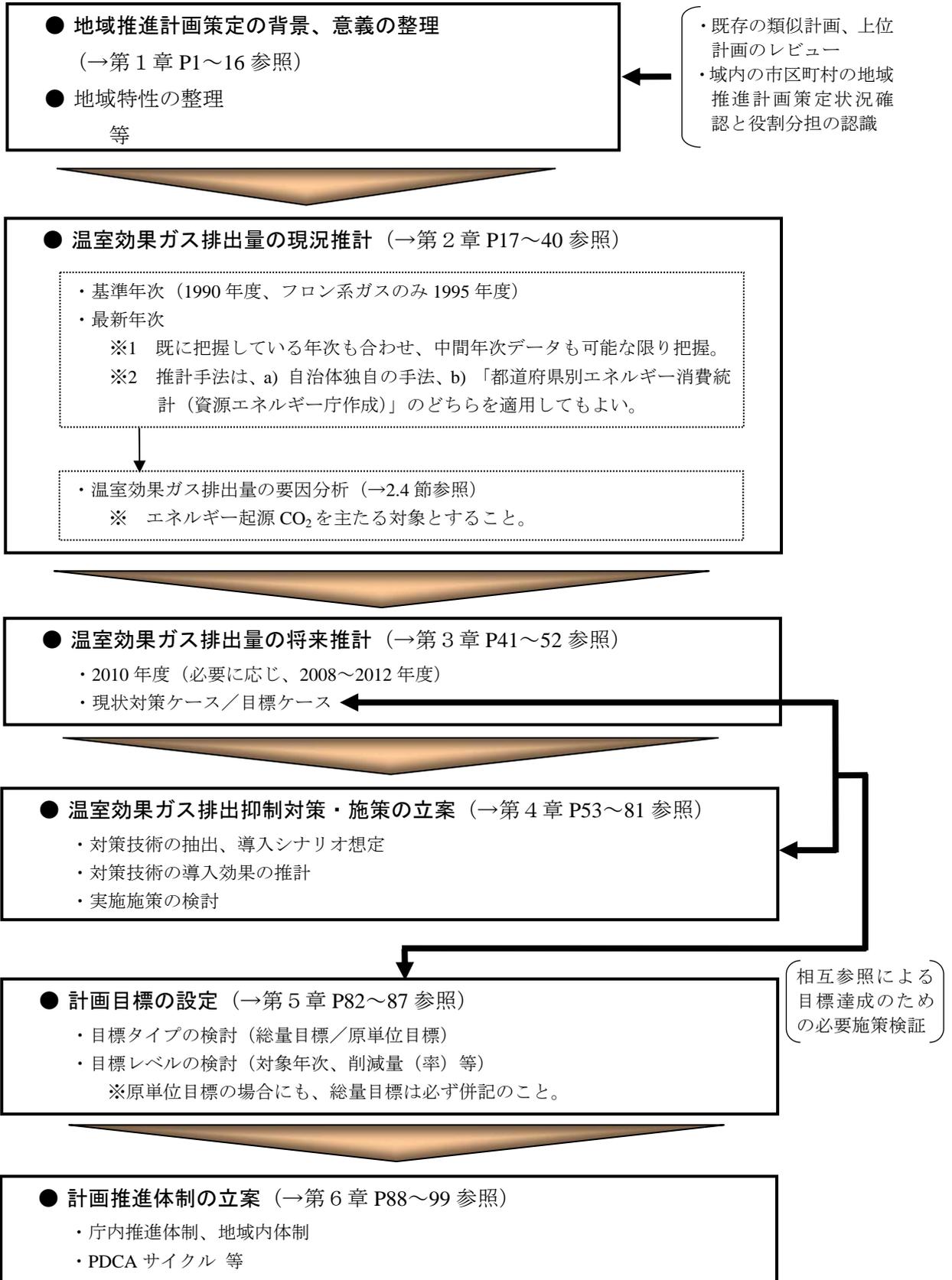
次頁以降には、都道府県（政令指定都市含む。）、及び市区町村にて求められる地域推進計画策定の手順フローを提示した。

特に策定段階においては、以下の点に留意が必要である。

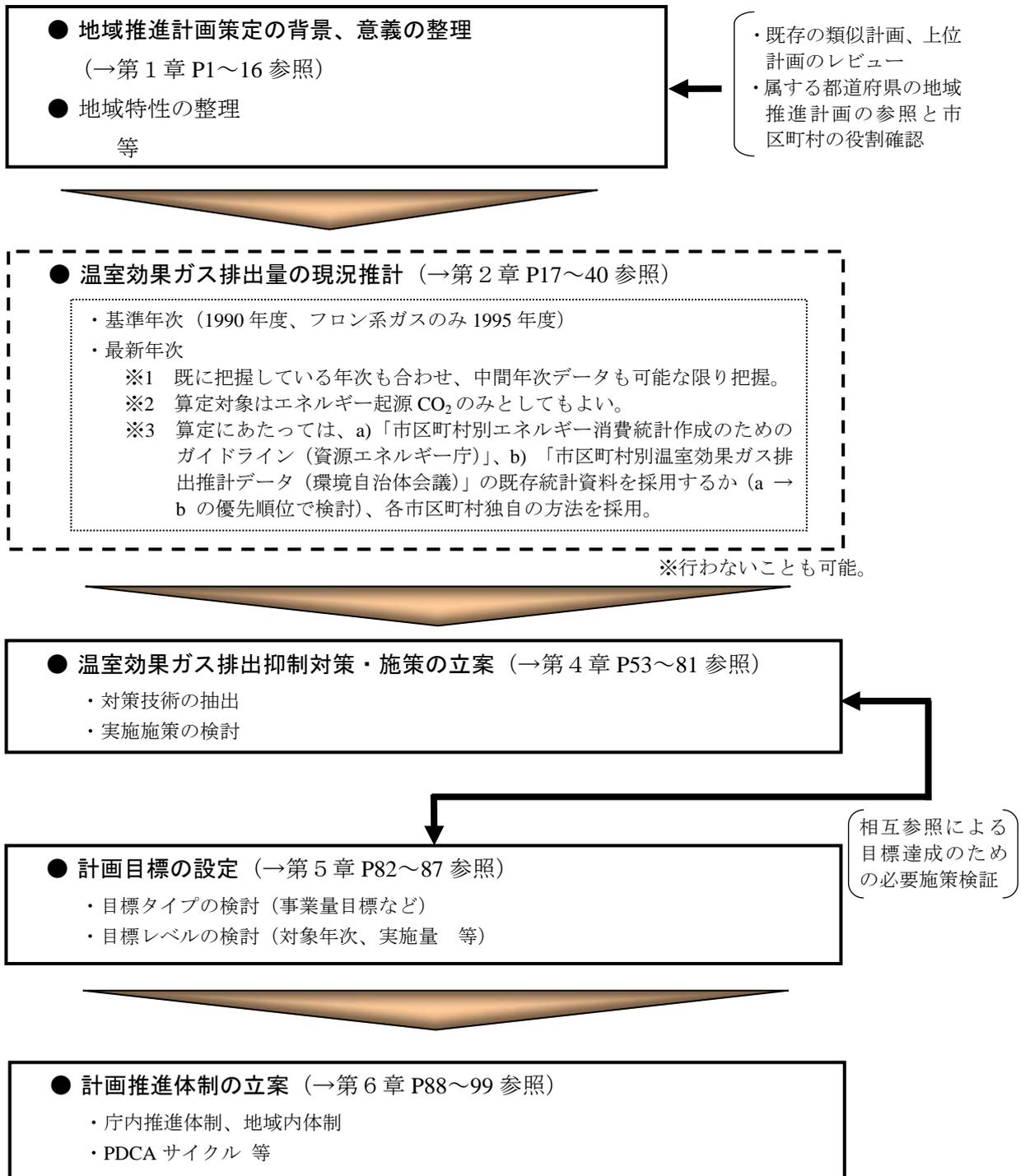
- 有識者、関連団体（地元企業、経済団体、消費者団体、NPO等）、住民代表（自治会等）、都道府県あるいは市区町村担当部局等からなる検討委員会を組織し、審議することが望ましい。
- このとき、施策、対策の実施フェーズを念頭に置き、関連主体が計画策定に深く関与することが重要である。

- 上記の検討委員会での審議を通じ、地域推進計画の案を作成するか、ホームページ等で公開し、住民等からパブリックコメントを募集し、これを反映する策定プロセスを経ることが望ましい。

## 地域推進計画策定の手順フロー ～都道府県(政令指定都市含む)～



## 地域推進計画策定の手順フロー ～市区町村～



※上記のフローは中小規模の市区町村を想定し、温室効果ガス排出量の将来推計、対策効果の推計等を省略するケースとした。こうした地方公共団体においても、可能であれば都道府県並みの計画内容とすることも可能である。

## コラム ～ 計画策定プロセスにおける市民、関連主体の参加 ～

地域推進計画が実効性を持つためには、計画が地域社会に浸透し、市民や企業などの構成員による取組みに進展していくことが大切です。そのためには、計画の策定段階から市民や企業が参加できるようなプロセスを取り入れておくことが必要となります。

長野県では、自主的な研究会として、市民、事業者、市民団体、環境NPO、研究者等の幅広いメンバーから構成される「信州・地球温暖化対策研究会」を地球温暖化防止活動推進センターに設置し、地域温暖化対策「長野モデル」を策定しました。また、計画素案策定後にも、県内 10 ヶ所で意見交換会を開催し、計画素案に対して市民や地球温暖化対策専門委員から意見を集めることで、計画内容をより地域の実状にあった、実効性あるものにしていきます。

長崎県では、平成 18 年度に「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定しましたが、その中では県民、事業者、関連団体等で構成する「長崎県地球温暖化対策協議会」の各主体間パートナーシップを旨としながら主体的に取り組むことが宣言されています。この計画の策定にあたっては、全体会議を 7 回、作業部会(エネルギー・交通部会、農林・バイオマス部会)を各 4 回開催するとともに、地域住民、地域活動団体、事業者団体、市町を対象とした地域ヒアリングを県内 10 地区で実施しています。